

茨木市市政へのアイデアボックス実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、市政に対するアイデアを広く市民から募り、市民と協働したまちづくりを推進することを目的とする。

(アイデアの定義)

第2 アイデアとは、市政に関する現状の問題を改善するための提案とする。

(提出方法)

第3 市政へのアイデアの提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 市のホームページ上のアイデアボックスからの電子メールを送信する方法
- (2) 市の公共施設に設置したアイデアボックスへアイデア用紙（別記様式）を投函する方法
- (3) ファクシミリ又は郵送によりアイデア用紙を送付する方法

2 アイデアを提出しようとする者のうち、身体的な障害等の理由により、前項各号に掲げる方法でアイデアの提出をすることができないと市長が認めるものにあつては、市職員が当該者のアイデアをアイデア用紙に代筆することにより提出することができる。

(設置場所)

第4 第3第2号のアイデアボックスの設置場所は、市役所本館、中央図書館、穂積図書館、庄栄図書館、水尾図書館とする。

(アイデアの受付)

第5 市長は、第3に掲げる方法で提出されたアイデアを受け付けるものとする。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当するものは、受け付けないものとする。

- (1) 特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの
- (2) 企業などの営業活動、宗教等に関するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 趣旨が不明確又は不明なもの
- (5) その他不相当と認められるもの

(回答)

第6 第5の規定により受け付けたアイデア（第7第1項において「受け付けたアイデア」という。）の提出者本人に対する回答は、原則として行わない。

(市の考え方の公表)

第7 受け付けたアイデアのうち、主なものに対する市の考え方は、市のホームペー

ジへの掲載及び市役所南館1階の情報ルームでの閲覧の方法により公表するものとする。

- 2 前項に規定する公表の期間は、アイデアを受け付けた日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市市政へのアイデアボックス実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

市政へのアイデアボックス

～あなたのアイデアを市政に～

- 1 市政に関する建設的なアイデアをお待ちしています。
- 2 いただきましたアイデアを、所管する他官公庁（大阪府等）に送付することがあります。送付を希望されない場合のみ、次の□内に「✓」をつけてください。
□送付することに同意しない
- 3 なお、苦情やご質問等は、直接、担当部局(不明な場合は市民生活相談課)へお問い合わせください。また、誹謗中傷するものや企業の営業、宗教活動や特定の活動団体に関するもの等はお受けできません。
- 4 ご記入いただきました個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

ふりがな		電話番号	
氏名			
住所			
テーマ			
アイデアを提案する理由 (市政についての現状や問題点など)			
提案内容			
アイデアが実現した際に期待できる効果			

アイデアをご提案いただき、ありがとうございました。

お寄せいただいたアイデアにつきましては、今後の市政の参考にさせていただきます。個別の回答はいたしませんのでご了解ください。また、アイデアの要旨及びアイデアに対する現在の市の考え方を、市民の皆さまと情報共有に努めるため、個人を特定する情報を除いて、市のホームページに掲載するほか、市役所南館1階情報ルームにて紹介させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

<担当課記載>

	受付NO.	アイデアNo.	受付場所	
アイデア原案			・市役所本館 ・中央図書館 ・穂積図書館 ・庄栄図書館 ・水尾図書館	

(受付印)